

四日市市低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に関する測量、調査及び設計業務をいう）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第2項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないとそれがあると認めるとき」に行う調査（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱の対象となる工事は、施行令第167条の10の2に規定する総合評価方式により競争入札に付す工事とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を適用する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、別表1に掲載した調査基準価格の算定額（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ただし、その算定額が予定価格の10分の9を超える場合は10分の9（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、20分の15に満たない場合は20分の15（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）とする。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格は、基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される金額を言うものとし、失格基準価格を下回る入札が行われた場合には、調査を実施せず失格とする。

2 失格基準価格は別表2に掲載した失格基準価格の算定額（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ただし、その算定額が予定価格の10分の9を超える場合は10分の9（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、20分の15に満たない場合は20分の15（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）とする。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、入札にあたり次の事項について周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格基準価格を設定していること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、資料の提出及び事情聴取に協力すべきこと。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札の決定を保留するものとし、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条の入札が行われた場合は、当該工事担当課長及び契約担当課長は、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者から工事費内訳書その他の資料の提出を求めるほか、次に掲げる事項について事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先との関係
- (6) 手持ち機械数の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施行した公共工事名、発注者の状況
- (9) 経営状況
- (10) 公告又は指名通知において周知した事項
- (11) その他必要な事項

(調査結果の報告)

第8条 契約担当課長は、前条の規定による調査を行った結果を、請負工事入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

(審査会の審査)

第9条 審査会は、前条の規定により契約担当課長から調査結果の報告があったときは、必要な審査を行うものとする。ただし、別に定める見積内訳書等の判断基準により、失格とする場合については、審査会長への報告で審査にかえることができる。

(審査会の審査に基づく落札者の決定等)

- 第10条 市長は、審査会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、最低価格入札者を落札者として決定する。
- 2 市長は、契約の内容に適合した履行がなされないと認めたときは、その者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者の中、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。
- 3 前項の規定により、最低価格入札者を落札者としないことを決定したときは、落札者としない理由を付して通知するものとする。

(適用される事項の周知)

- 第11条 低入札価格調査対象工事においては、公告又は指名通知の際において、調査基準価格を下回って契約する場合は、次の事項が適用される旨を周知するものとする。
- (1) 専任の担当技術者1名を追加して定め工事現場に配置すること。
- (2) 契約保証金を契約金額の3割以上とすること。
- (3) 四日市市前金払実施要領第2号を適用すること。

(専任の担当技術者)

- 第12条 低入札価格調査対象工事において、調査基準価格を下回った契約をする場合は、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）のほかに、低入札価格調査の資料提出時に専任の担当技術者1名を追加して定め、契約時に配置するものとする。
- ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとする。
- なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たすこととする。
- (1) 低入札価格調査の資料提出時において、入札参加要件として主任技術者等に求める資格を有していること。
- なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任技術者等に求める入札参加要件を満足していること。
- (2) 低入札価格調査の資料提出時において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。
- (3) 当該入札の低入札価格調査の資料提出時に配置できる状況にあること。

ただし、予定価格が1億5千万円以上の工事においては、本契約時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時において他の工事に従事している場合は、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。

なお、他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日又は工事完成届の受理日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。

また、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。

- 2 特定建設工事共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者、構成員の別を問わないものとする。
- 3 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとする。
- 4 低入札価格調査の資料提出後における専任の担当技術者は、主任技術者等の変更の取扱いと同様に、死亡、病休、退職等のやむを得ない場合を除き変更できないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

別表1 調査基準価格の算定（第3条関係）

①一般土木工事

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.9+一般管理費×0.65

②建築工事等・解体工事

直接工事費×90%×0.97+共通仮設費×0.97

+ (直接工事費×10%+現場管理費) ×0.9+一般管理費×0.65

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③鋼橋製作・架設工

直接工事費×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.97

+ (工場管理費+現場管理費) ×0.9+一般管理費×0.65

④水管橋製作・架設工

直接製作費×0.97+間接労務費×0.97+ (工場管理費+設計技術費) ×0.9

+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+ (現場管理費+据付間接費)

×0.9+一般管理費×0.65

⑤機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

(直接製作費+直接工事費) ×0.97+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.97

+ (工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費) ×0.9

+一般管理費×0.65

⑥電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

機器単体費×0.907+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97

+ (現場管理費+機器間接費) ×0.9+一般管理費×0.65

⑦上水道機械設備工事

機器費×0.907+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97

+ (設計技術費+現場管理費+据付間接費) ×0.9+一般管理費×0.65

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事

(機器費+製作原価) ×0.907+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97

+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費) ×0.9

+一般管理費×0.65

※機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

(a) 下水機械設備工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 \\ & + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65 \end{aligned}$$

(b) 下水電気・通信設備工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 \\ & + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.65 \end{aligned}$$

※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

(注2) 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、算出するものとする。

(注3) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

(注4) 一般管理費等の直後に「スクラップ評価額」が計上されている場合は、「スクラップ評価額」は算定式の直接工事費に含むものとする。ただし、個別案件につき、公告等に別の算定方法の掲示がある場合は、それによるものとする。

「算定式の直接工事費」 = 「設計内訳表の直接工事費」 + 「スクラップ評価額」

別表2 失格基準価格の算定（第4条関係）

①一般土木工事

直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.7 一般管理費×0.55

②建築工事等・解体工事

直接工事費×90%×0.735+共通仮設費×0.7

+ (直接工事費×10%+現場管理費) ×0.7+一般管理費×0.55

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③鋼橋製作・架設工

直接工事費×0.75+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.7

+ (工場管理費+現場管理費) ×0.7+一般管理費×0.55

④水管橋製作・架設工

直接製作費×0.75+間接労務費×0.7+ (工場管理費+設計技術費) ×0.7

+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7+ (現場管理費+据付間接費)

×0.7+一般管理費×0.55

⑤機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

(直接製作費+直接工事費) ×0.75+ (間接労務費+共通仮設費) ×0.7

+ (工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費) ×0.7

+一般管理費×0.55

⑥電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

機器単体費×0.69+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7

+ (現場管理費+機器間接費) ×0.7+一般管理費×0.55

⑦上水道機械設備工事

機器費×0.69+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7

+ (設計技術費+現場管理費+据付間接費) ×0.7+一般管理費×0.55

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事

(機器費+製作原価) ×0.69+直接工事費×0.75+共通仮設費×0.7

+ (現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費) ×0.7

+一般管理費×0.55

※ 機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

(a) 下水機械設備工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.69 + \text{直接工事費} \times 0.75 + \text{共通仮設費} \times 0.7 \\ & + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

(b) 下水電気・通信設備工事

$$\begin{aligned} & \text{機器費} \times 0.69 + \text{直接工事費} \times 0.75 + \text{共通仮設費} \times 0.7 \\ & + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

(注2) 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、算出するものとする。

(注3) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

(注4) 一般管理費等の直後に「スクラップ評価額」が計上されている場合は、「スクラップ評価額」は算定式の直接工事費に含むものとする。ただし、個別案件につき、公告等に別の算定方法の掲示がある場合は、それによるものとする。

「算定式の直接工事費」 = 「設計内訳表の直接工事費」 + 「スクラップ評価額」